

国家公務員共済組合連合会定款

(平成27年10月1日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員（第5条－第16条）
- 第3章 顧問及び参与（第17条）
- 第4章 運営審議会（第18条－第28条）
- 第5章 事業（第29条－第32条）
- 第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条－第37条）
- 第7章 審査会（第38条）
- 第8章 財務（第39条－第42条）
- 第9章 運営規則（第43条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

常務理事 6名以内

理事 4名

常任監事 2名

監事 1名

2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができるものとし、理事長が定める。

(理事長)

第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(専務理事、常務理事及び理事)

第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。

(常任監事及び監事)

第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。

(任命)

第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。

第10条 常務理事及び理事(次条の規定による理事を除く。)は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。

第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき(第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。)は、これを解任する。

2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。

3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と理事長、常務理事(専務理事を含む。以下同じ。)又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。

2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。

3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。

(1) 第21条第1項各号に掲げる事項

(2) その他理事長が業務執行上必要と認めた事項

4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 顧問及び参与

第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。

第4章 運営審議会

(名称)

第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員)

第19条 運営審議会の委員(以下この章において「委員」という。)の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。

(1) 組合員を代表する者以外の者である委員 8人

(2) 組合員を代表する者である委員 8人

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 運営規則の作成及び変更

(3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

(4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(5) その他厚生年金保険給付等(法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第32条第1項及び第37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分に限る。)並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)に関する事業、退職等年金給付(法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。)に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。

2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

(会議の運営)

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第5章 事業

(長期給付等に関する事業)

第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務
- (2) 厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

- (3) 厚生年金保険給付等の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 厚生年金拠出金（法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務
 - (9) 基礎年金拠出金の納付に関する業務
 - (10) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務
 - (11) 厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務
 - (12) その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務
- 2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。
- (1) 退職等年金給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 退職等年金給付の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。第8号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第1

16条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務

(9) 退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

(10) 各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

(11) その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務
(福祉事業)

第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

(2) 組合に対する資金の貸付け及び本会が行う事業（前条、この号及び次条の事業を除く。）に対する資金の貸付けに関する事業

(3) その他組合員の福祉の増進に資する事業

(4) 前3号に掲げる事業に附帯する事業

(旧令共済年金に関する事業)

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

(その他の事業)

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

(付与率)

第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。

(基準利率)

第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、1000分の2.6とする。

(終身年金現価率)

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

(有期年金現価率)

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

(掛金及び負担金)

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

(財務)

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計単位)

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

(経理単位)

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

(委員の任命の特例)

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者(組合の運営審議会の委員であった者に限る。)」として、同条の規定を適用する。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(事業に関する特例)

第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）、一元化法附則第36条第5項に規定する給付及び一元化法附則第37条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 経過的長期給付の請求書の審査に関する業務
- (2) 経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
- (3) 経過的長期給付の支払に関する業務
- (4) 経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務
- (5) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務
- (6) 一元化法附則第49条の2に規定する国の組合の経過的長期給付積立金（次号において「経過的長期給付積立金」という。）の積立てに関する業務
- (7) 経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
- (8) 一元化法附則第50条第1項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の受入れに関する業務
- (9) 経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務
- (10) その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第5条 前条の場合における第16条、第21条、第30条第2号、第38条及び第42条の規定の適用については、第16条第3項第1号中「第21条第1項各号」とあるのは「附則第5条の規定による読替え後の第21条第1項各号」と、第21条第1項第5号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第4条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第30条第2号中「及び次条」とあるのは「、次条及び附則第4条」と、第38条第1項中「第103条第1項」とあるのは「第103条第1項（被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第14条第1項及び第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第42条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成28年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及

び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成29年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成30年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1の規定は、令和元年10月以後の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和2年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、国家公務員共済組合連合会定款(平成27年9月30日共済連本総第207号。以下この項において「定款」という。)第42条に規定する退職等年金経理は、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第9条の3第2項各号に掲げる方法(第1号に掲げる方法にあっては、同条第1項第2号に掲げる方法に限る。)により運用を行っている資産を、定款第30条第2号に掲げる事業に関する取引を経理する経理単位に寄託することができる。

附 則

- 1 この変更は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和4年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和5年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、令和6年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第1（第35条関係）

年 齢	終身年金 現 価 率	年 齢	終身年金 現 価 率	年 齢	終身年金 現 価 率
59 歳	27.982427	81 歳	10.836633	103 歳	2.030177
60 歳	27.162255	82 歳	10.156241	104 歳	1.896596
61 歳	26.345930	83 歳	9.494539	105 歳	1.780933
62 歳	25.534024	84 歳	8.853768	106 歳	1.674277
63 歳	24.727120	85 歳	8.236461	107 歳	1.575692
64 歳	23.925537	86 歳	7.645279	108 歳	1.484152
65 歳	23.129448	87 歳	7.082924	109 歳	1.398322
66 歳	22.339294	88 歳	6.551770	110 歳	1.315993
67 歳	21.521525	89 歳	6.053526	111 歳	1.232531
68 歳	20.710074	90 歳	5.588673	112 歳	1.136628
69 歳	19.905235	91 歳	5.156682	113 歳	0.997693
70 歳	19.107767	92 歳	4.757972	114 歳	0.726227
71 歳	18.317324	93 歳	4.386458	115 歳以上	0.541504
72 歳	17.532746	94 歳	4.042979		
73 歳	16.753353	95 歳	3.727735		
74 歳	15.979642	96 歳	3.441363		
75 歳	15.213114	97 歳	3.181314		
76 歳	14.455568	98 歳	2.943427		
77 歳	13.708135	99 歳	2.725812		
78 歳	12.971234	100 歳	2.526846		
79 歳	12.245872	101 歳	2.345182		
80 歳	11.533766	102 歳	2.179801		

別表第2（第36条関係）

支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率	支給 残月 数	有期年金 現価率
1月	0.083315	61月	5.048848	121月	9.950329	181月	14.788585
2月	0.166595	62月	5.131053	122月	10.031474	182月	14.868683
3月	0.249874	63月	5.213258	123月	10.112618	183月	14.948781
4月	0.333117	64月	5.295427	124月	10.193728	184月	15.028844
5月	0.416360	65月	5.377597	125月	10.274837	185月	15.108907
6月	0.499567	66月	5.459731	126月	10.355912	186月	15.188936
7月	0.582775	67月	5.541865	127月	10.436986	187月	15.268965
8月	0.665946	68月	5.623963	128月	10.518026	188月	15.348959
9月	0.749117	69月	5.706061	129月	10.599065	189月	15.428953
10月	0.832252	70月	5.788124	130月	10.680069	190月	15.508912
11月	0.915387	71月	5.870187	131月	10.761074	191月	15.588872
12月	0.998487	72月	5.952214	132月	10.842043	192月	15.668796
13月	1.081586	73月	6.034242	133月	10.923012	193月	15.748721
14月	1.164649	74月	6.116234	134月	11.003946	194月	15.828611
15月	1.247713	75月	6.198225	135月	11.084880	195月	15.908502
16月	1.330740	76月	6.280182	136月	11.165780	196月	15.988357
17月	1.413767	77月	6.362138	137月	11.246679	197月	16.068213
18月	1.496759	78月	6.444059	138月	11.327543	198月	16.148034
19月	1.579750	79月	6.525980	139月	11.408407	199月	16.227855
20月	1.662706	80月	6.607865	140月	11.489236	200月	16.307642
21月	1.745661	81月	6.689751	141月	11.570066	201月	16.387428
22月	1.828581	82月	6.771601	142月	11.650860	202月	16.467180
23月	1.911500	83月	6.853451	143月	11.731654	203月	16.546932
24月	1.994384	84月	6.935265	144月	11.812413	204月	16.626650
25月	2.077268	85月	7.017080	145月	11.893173	205月	16.706367
26月	2.160116	86月	7.098859	146月	11.973897	206月	16.786050
27月	2.242964	87月	7.180638	147月	12.054621	207月	16.865733
28月	2.325776	88月	7.262382	148月	12.135311	208月	16.945382
29月	2.408588	89月	7.344126	149月	12.216000	209月	17.025031
30月	2.491364	90月	7.425835	150月	12.296655	210月	17.104645
31月	2.574140	91月	7.507543	151月	12.377309	211月	17.184259
32月	2.656880	92月	7.589216	152月	12.457929	212月	17.263838
33月	2.739621	93月	7.670889	153月	12.538548	213月	17.343418
34月	2.822325	94月	7.752527	154月	12.619133	214月	17.422963
35月	2.905030	95月	7.834165	155月	12.699718	215月	17.502509
36月	2.987699	96月	7.915767	156月	12.780267	216月	17.582019
37月	3.070368	97月	7.997370	157月	12.860817	217月	17.661530
38月	3.153001	98月	8.078937	158月	12.941332	218月	17.741007

39 月	3.235634	99 月	8.160504	159 月	13.021847	219 月	17.820483
40 月	3.318231	100 月	8.242036	160 月	13.102327	220 月	17.899925
41 月	3.400828	101 月	8.323568	161 月	13.182808	221 月	17.979367
42 月	3.483390	102 月	8.405064	162 月	13.263253	222 月	18.058775
43 月	3.565951	103 月	8.486561	163 月	13.343698	223 月	18.138182
44 月	3.648477	104 月	8.568022	164 月	13.424109	224 月	18.217556
45 月	3.731003	105 月	8.649483	165 月	13.504519	225 月	18.296929
46 月	3.813493	106 月	8.730909	166 月	13.584895	226 月	18.376268
47 月	3.895983	107 月	8.812336	167 月	13.665271	227 月	18.455607
48 月	3.978438	108 月	8.893726	168 月	13.745612	228 月	18.534911
49 月	4.060892	109 月	8.975117	169 月	13.825953	229 月	18.614216
50 月	4.143311	110 月	9.056473	170 月	13.906259	230 月	18.693486
51 月	4.225730	111 月	9.137828	171 月	13.986565	231 月	18.772757
52 月	4.308113	112 月	9.219149	172 月	14.066836	232 月	18.851993
53 月	4.390496	113 月	9.300469	173 月	14.147108	233 月	18.931229
54 月	4.472843	114 月	9.381754	174 月	14.227345	234 月	19.010430
55 月	4.555191	115 月	9.463040	175 月	14.307581	235 月	19.089632
56 月	4.637503	116 月	9.544290	176 月	14.387783	236 月	19.168800
57 月	4.719814	117 月	9.625540	177 月	14.467985	237 月	19.247967
58 月	4.802091	118 月	9.706755	178 月	14.548153	238 月	19.327100
59 月	4.884367	119 月	9.787970	179 月	14.628320	239 月	19.406233
60 月	4.966607	120 月	9.869149	180 月	14.708452	240 月	19.485332